



さいばんしょ 裁判所は、どんなしくみになっているの



さいこうさいばんしょ こうとうさいばんしょ ちほうさいばんしょ かていさいばん
最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判
しょ かんいさいばんしょ
所・簡易裁判所があるんだよ。

いろいろな裁判所がある

裁判所には、最高裁判所と、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の4種類の下級裁判所があります。

簡易裁判所：うったえた金額が90万円までの訴訟^{そしょう}や、ばっ金以下の刑^{けい}ばつにあたる罪など、わりあいに軽い事件を、すみやかに裁^{さば}くことを目的とする裁判所です。

家庭裁判所：家庭内の事件を裁いたり、仲直りさせたり、未成年者の犯罪^{はんざい}を裁いたりする裁判所です。

地方裁判所：うったえの第一^{だいいっしん}審（1回目の裁判）を行ったり、簡易裁判所で第一^{こうそしん}審を行った事件の控訴^{ないらんざい}審（第二審）を行う裁判所です。ただし、高等裁判所を第一^{ないらんざい}審とする内乱罪などの裁判は行いません。

高等裁判所：簡易裁判所・家庭裁判所・地方裁判所を第一^{じょうこくしん}審とする事件の控訴^{じょうこくしん}審、地方裁判所を控訴^{じょうこくしん}審とする事件の上告^{じょうこくしん}審（第三審）や、内乱罪などの第一^{じょうこくしん}審を行う裁判所です、

最高裁判所：司法^{しほうけん}権の最高の地位にある裁判所で、裁判の判決を最終的に決める上告^{しほうけん}審をあつかいます。15人の裁判官からなり、そのうち一人は長官です。

実際の審理^{しんり}・裁判は、15人全員からなる大^{だいほうてい}法廷か、5人からなる小^{しょうほうてい}法廷で行われます。裁判所は、国が定めた法律・命令・規則^{しよぶん}・処分^{けんぽう}などが、憲法^{いはん}に違反^{いはん}しているかどうかを判定する権限^{けんげん}（違憲^{いけんりつ}立法^{りつぽう}審査^{しんさけん}権）をもっていますが、その最終的な判定を行うのも、最高裁判所です。このことから最高裁判所は、「憲法の番人」とよばれています。

もっと知りたい人へ

「裁判は、なぜ3回もできるの」